

平成 26 年度の主要事業

I 学校教育の充実

1 公立小中学校の学級編制及び教職員数（義務教育課）

平成 26 年 5 月 1 日における県下公立小中学校の児童・生徒数は小学校で 114,121 人、中学校は 60,060 人で、前年度に比較して小学校は 2,222 人の減、中学校は 582 人の減となっている。

また、学級数は、小学校が 5,091 学級で前年度に比較して 33 学級の減となり、中学校は 2,369 学級で増減なしとなっている。

教職員数は、12,838 人で前年度に比較して 52 人の減となった。

2 活用方法選択型教員配置事業(選択型こまやか教育プラン)（義務教育課）

(1) 少人数学習集団編成事業

基礎学力の向上と一人ひとりの児童生徒の個性伸長を図るため、学級とは異なる「学習集団」を編成し、少人数授業を行った。

(教員配置の実績) 小学校 178 校(算数) 中学校 30 校(数学・英語)

(2) 学習習慣形成支援事業

児童一人ひとりの学習習慣、生活習慣の定着を図るため、1 学級あたりの児童数が 30 人を超える学級に非常勤講師を配置した。

小学校(1・2 学年) 128 校

(3) 小学校 30 人規模学級編制事業

児童一人ひとりの基礎学力の向上を図るため、1 学級あたりの児童数が 35 人を超える学校に学級担任を配置し、きめ細やかな学習指導を行った。

小学校(2～6 学年) 174 校 327 学級

(4) 中学校 1・2・3 学年 30 人規模学級編制事業

中学校 1・2・3 学年において、国基準(40 人)による平均生徒数が 35 人を超える場合、少人数学習集団編成事業との選択で、2 年生へは 24 年度、3 年生へは 25 年度より導入した。

中学校(1 学年) 78 校 中学校(2 学年) 73 校 中学校(3 学年) 73 校

(5) 不登校等児童生徒支援

不登校などの課題を抱える児童生徒に対する適応指導・支援を行った。

中学校 56 校

3 公立小中学校の施設整備（義務教育課）

市町村立小中学校の施設整備事業について、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金の交付事務を行った。

平成 26 年度の公立学校施設整備に係る国の当初予算は、前年度と同額の 1,271 億円となり、その後、第一次補正予算 408 億円が措置された。

県内市町村立小中学校の施設整備は、当初予算 27 市町村 1 組合 56 校、第一次補正予算 6 市町村 8 校の事業が、平成 27 年度事業の前倒しを含めて採択された。(30 市町村 1 組合 63 校)

4 少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくり推進事業（義務教育課）

少子・人口減少社会が進み、中山間地域における義務教育の一層の活性化などが大きな課題となる中、4月に全国に先駆けて「少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策」を策定した。この方向性のもと、スチューデント・ファーストに立ち、学校の統合や連携により、児童・生徒が集団の中で豊かに学び合える学校環境を実現するため、活力ある学校づくりに取り組む市町村教育委員会に対して、中核となる教員配置等の支援を行った。

(中核教員配置 4名)

5 公立高等学校の生徒募集定員（高校教育課）

平成 27 年度の公立高等学校全日制募集定員は、前年度より 280 人減の 15,960 人であった。定時制については、前年度より 1 学級減の 28 学級を募集予定学級数とした。

6 高等学校施設、設備の整備（高校教育課）

(1) 施設

高等学校再編施設整備 5 校、老朽校舎等改築 4 校、体育施設改築 1 校、県立高校耐震化整備 2 校、延べ 12 校で校舎の建設等を行った。

(2) 設備

産業教育設備 13 校、理科教育設備 48 校、定時制設備 2 校を整備した。

7 県立高等学校入学者選抜方法の改善（高校教育課）

自己推薦型の前期選抜は、学力検査以外の多様な評価の尺度により入学者を選抜するという趣旨で導入され、制度としては安定してきており一定の成果も得られている。その一方で、その不合格者の多さや選抜基準の不明確さ、前期選抜合格者の学力実態把握の問題と学力低下の懸念など、様々な課題を指摘されてきた。平成 23 年度入学者選抜から「前期選抜の実施を各高等学校の判断に委ねる」ことを柱とする改革の方向性が決定され、全日制 28 校の

普通科と定時制 2 校（工業科と商業科）で前期選抜を実施しないことが決定された。引き続き前期選抜を実施する学校においては、選抜方法の改善を図り、その内容について、受検生や保護者等に周知を図るようにした。

平成 26 年度入学者選抜では全日制 1 校が前期選抜を再開したが、平成 27 年度入学者選抜では再開の動きはなかった。公立高校全日制の前期選抜の受検倍率が 1.58 倍と前年度の 1.56 倍からやや増加し、不合格者数も 2,461 名で、前年度の 2,439 名からやや増加した。後期選抜の倍率は、全日制 1.08 倍、定時制 1.12 倍であり、定時制はやや減少した。

8 高等学校再編整備事業（高校教育課）

平成 21 年 6 月に策定した「第 1 期長野県高等学校再編計画」に基づき、高校再編を進めてきた。

中高一貫校に関わっては、平成 26 年 4 月に中南信における併設型中高一貫校である諏訪清陵高等学校附属中学校が開校した。

高校再編に関わっては、平成 26 年 4 月に飯山 2 次統合校がスタートした。平成 27 年度のスポーツ科学棟のしゅん工により、現在離れた校地校舎で受け入れている入学生をひとつの校地校舎で学べるように施設整備を進めてきた。また、平成 22 年度に実施計画を決定した須坂・佐久・大町 3 地区の高校再編については、開校に向けて施設整備及び教育内容等について、新校準備委員会や地域懇話会で協議をし、具体的な準備を進めてきた。生徒数が 1 学年 2 学級規模に満たない小規模校の再編基準に該当した白馬高校については、関係地域と今後のあり方の検討をはじめた。

9 特別支援教育の充実（特別支援教育課）

特別支援学校における教育課程・指導等の充実や施設・設備の整備などを実施した。

- (1) 平成 26 年度の特別支援学校在籍児童生徒数は 2,440 人で前年度と比較して 74 人減少し、学級数は 743 で 6 学級減少した。教員については、自立活動担当教員を、26 年度から 28 年度までに 80 人増員する計画とし、26 年度は 20 人を増員し、児童生徒一人一人の障がいや発達の状況等に応じた教育の充実を図った。
- (2) 特別支援学校の施設設備については、飯田養護学校及び上田養護学校で校舎の増築を行ったほか、「長野地区特別支援学校再編整備計画」に基づく長野ろう学校改築を実施した。
- (3) 障がいのある子どもが地域で学ぶ「地域化」を推進するため、小諸養護学校高等部分教室（臼田高校）を開設した。
- (4) 小中学校や高等学校において増加している発達障害のある児童生徒を総合的に支援するため、小学校に LD 等通級指導教室を 5 教室増設するとともに、地域の連携体制を中心となって推進する人材育成を目指した、「地域の中核となる特別支援教育コーディネーター養成研修」や「高等学校特別支援教育研究会」の開催、各校の要請に応じて指導主事等を派

遣する発達障害支援力アップ出前研修などを実施した。

- (5) 学校教育法施行令の一部改正（H25. 9）を受け、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図るため、今後の就学相談のあり方、就学に係る手続き、就学後の一貫した支援についての周知を図るため、「市町村教育支援体制整備研修会」や「校内就教育支援研修会」を開催した。また、今後の教育支援のあり方をまとめた「教育支援ハンドブック」を作成し、市町村教育委員会、小・中・高・特別支援学校や関係機関等へ配布し、理解啓発を図った。

10 私学教育・高等教育の振興（県民文化部私学・高等教育課）

(1) 私学教育の振興

① 私立学校審議会

私立学校の設置・廃止、学校法人の設立・解散などについて審議するため、私立学校審議会を開催した。

② 公私立高等学校連絡協議会

公立高等学校及び私立高等学校の連携を図り、適正な募集定員を定めるため、公私立高等学校連絡協議会を開催した。

③ 私立学校等の振興

保護者負担の軽減及び私学教育の振興を図るため、学校法人の経常費補助、私立高等学校授業料等軽減事業補助、私立学校等就学支援事業交付金（高等学校等就学支援金）の交付などを実施した。

④ 学校法人等の指導、監督

学校法人及び私立学校が適正な学校運営等が行われるよう指導・助言を行った。

また、直接訪問して学校法人や学校運営等への指導等を行う現地調査については、教員免許状の確認方法の強化など、平成 25 年度に改正した調査実施要領に基づき実施した。

(2) 高等教育の振興

県内高等教育機関の振興を図ることにより、大学、短期大学等の有する知の拠点としての充実や、次代の長野県を担う人材の育成・定着を目指し、次の事業を実施した。

① 大学・地域連携事業

県内の私立大学・私立短期大学が地域と連携して行う課題解決のための取組を支援した。

② 県内大学の魅力の発信

高等教育コンソーシアムに対して「信州で学ぼう！大学発信事業補助金」を交付し、県内の高校生に対する県内大学の魅力の発信を行った。

また、「信州で学ぶ魅力“大発見”事業」を実施し、県外に向けて県内大学の周知を

図った。

③ 信州産学官協働人材育成円卓会議の開催

信州産学官協働人材育成円卓会議を開催し、産学官協働による人材の育成方策を議論・検討した。

11 学校教育の指導充実（教学指導課）

- (1) 学習指導要領の趣旨を生かし、一人ひとりの個性や能力を伸長するとともに、創造性豊かな人格を形成するため、児童生徒が、ゆとりをもち生き生きと活動し、意欲的・主体的な学習ができるよう、教育課程の改善指導を進めた。

また、現行学習指導要領の要点についての周知を図った。

- ① 現行学習指導要領の円滑な実施に向けて、「長野県小・中学校教育課程学習指導手引書」や「教育課程編成・学習指導の基本」を作成し、活用を図った。
- ② 各郡市の教育課程研究協議会及び指導主事の学校訪問等の機会を捉え、学習指導要領の要点についての説明を行った。
- (2) 各学校が自ら行う自己評価、保護者などの学校の関係者が行う学校関係者評価が着実に推進され、学校運営の改善につながるよう、教頭研究協議会の議題の1つとし、各校の実践の情報交換ができるようにした。また、例年どおり高等学校においては、中間評価を実施している。
- (3) 教育の機会均等の確保充実が図られるよう、特別支援教育、幼児教育、へき地教育、帰国・外国籍児童生徒教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育の充実強化を進めた。

12 魅力ある高校づくりの推進（教学指導課）

昭和63年度から平成5年度まで実施の「特色ある高校づくり推進事業」は、平成6年度から「個性ある高校づくり推進事業」として実施され、平成19年度から「魅力ある高等学校づくり事業」として諸事業を継続してきた。

この事業は、すべての生徒に、基礎的・基本的な内容の定着と一人ひとりの個性を生かす教育を推進するため、学校の個性化と教育課程の弾力化を図るものである。

- (1) 個性ある教育課程づくり事業
- ① コース・類型・選択制の導入と拡充
- ② 学校間連携による単位認定
- ③ 個別学習
- ④ 教育課程研究委員会による調査研究

13 学力向上の推進（教学指導課）

多様化した生徒の実態を踏まえ、学力調査等を基に、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲が向上するよう、教員の指導力向上のための事業に取り組んだ。

(1) 高等学校における学習指導・進路指導の充実

- ① 進学対策集中講座
- ② 大学入試問題の活用
- ③ 学習合宿
- ④ 進路情報の活用
- ⑤ 進路指導書籍の充実
- ⑥ 「伸びる力」養成講座
- ⑦ 高・大連携の推進
- ⑧ 「ずく出せ修行」就業体験による就業体験活動の実施

(2) 進路指導等研究協議会

進路指導主事が、一堂に会して進路指導やキャリア教育のあり方について研究協議し、各校の実践の改善充実に役立てた。

(3) 「未来を拓く学力」の向上推進事業

- ① 学力スパイラルアップ事業
 - ア 学力向上PDC Aサイクルづくりの支援
 - イ クリア・チャレンジ問題等の作成・活用
 - ウ 全国学力・学習状況調査結果の活用
- ② 新たな家庭学習モデル創出事業
 - ア モデル校による家庭学習モデルの構築
 - イ シンポジウムや家庭学習通信等による研究成果の発信
 - ウ 保護者の家庭学習へのかかわり方等を考え合う機会の設定
- ③ 理数教育充実事業
 - ア 小学校理科の観察・実験出前講座の実施
 - イ 一流講師に学ぶ中学校理科の実験実技講習会の実施
 - ウ 中学生サイエンスグランプリの開催
 - エ 信州魅力発見算数・数学問題作成チャレンジコンテストの実施
- ④ 学力向上推進チームによる検討、情報提供ほか
 - ア 長野県学力向上推進情報等の発行
 - イ 学力向上推進プランによる目標達成型学校経営の推進
 - ウ 学力向上授業支援教員モデル事業の推進
 - エ 全国学力学習状況調査をもとにしたリーフレットの作成と配布

⑤ 調査研究

ア 教育の情報化を推進するP I C T委員会の実施

イ 学級規模に応じた指導研究委員会の実施

14 時代の変化に応じた教育の推進（教学指導課）

(1) 国際理解教育推進事業

① 外国語指導助手の配置

英語の「コミュニケーション能力」（学習指導要領）の育成を促進し、あわせて国際理解教育を推進するために、高等学校等に外国語指導助手 43 名を配置し、英語の授業、課外活動等の充実を図った。

② 小学校における国際理解活動

外国語活動を通して、児童の国際感覚や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をするため、指導主事による学校訪問支援や教育課程研究協議会での研修、総合教育センター等での研修を行い、教員の指導力向上のための取組を推進した。

③ 外国籍等児童生徒指導研修事業

指導に携わる教員等を対象とした研修会を開催し、外国籍等児童生徒に対する適切な指導の推進を図った。

(2) キャリア教育の推進

高校生の勤労観・職業観を養うとともに、目的意識を持ち将来を見通した生活のできる生徒の育成を目指し、「ずく出せ修行」就業体験事業や「未来塾ながの」を実施し、キャリア教育を推進した。また、子どもたちの精神的・社会的な自立の遅れや、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、小中高におけるキャリア教育の更なる充実を図るため、平成 23 年度に策定した「長野県キャリア教育ガイドライン」に基づいてキャリア教育を推進した。

(3) 情報教育の充実

情報化社会の進展に対応した情報教育の普及・充実の必要性が一層高まっている中で、高校へのコンピュータ導入・更新を行い、総合教育センターにおいて「情報モラル」教育の推進、I C Tを活用した「分かる授業の実現」、I C Tを利用して校務などを軽減する「学校運営の改善」を目指した研修を実施し、情報教育の充実やI C T活用の推進を図った。

(4) 理科教育の振興

小中学校の「理科」授業の充実と児童生徒の興味・関心を高めることを目指し、小学校理科の観察・実験出前講習会と一流講師に学ぶ理科の実験実技講習会を開催して、科学教育の推進を図った。

(5) 理数学力の伸長

県内 SSH 指定校・理数科設置校及び大学が連携し、県内高校生の理数学力を伸長するための「信州サイエンスキャンプ事業推進委員会」を設置し、信州サイエンスキャンプ事業を行った。また、医学部進学を目指す高校生が合同合宿などを通じて切磋琢磨することで受験学力を向上させるとともに進路意識の高揚を図るための「信州赤ひげ塾」を実施した。

15 生徒指導の充実（教学指導課心の支援室）

(1) 長野県いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関係する機関及び団体をもって構成し、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするための協議を行った。

(2) 生徒指導総合対策会議

大学教授等の委員 12 人をもって構成し、児童生徒の生徒指導上の課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行った。

生徒指導総合対策会議部会では、「自殺予防リーフレット」を作成し、県内すべての中・高生対象に配布した。また、指導資料「ユビキタス@nagano（ケータイ・インターネット問題対応資料）」を作成し、各学校に配布、生徒指導の充実を図った。

(3) 長野県不登校対策検討委員会

不登校の課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、実効性ある不登校対策を推進するため、不登校の現状と課題の分析、対応策・中長期的な方針等の策定、不登校施策の評価等について検討した。

(4) スクールカウンセラー等の配置

児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への助言・援助をするため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを、小・中学校、高等学校、特別支援学校へ配置、または派遣した。

また、不登校及び不登校傾向の児童の適応指導を行うため、子どもと親の相談員を小学校に配置した。

(5) スクールソーシャルワーカー(S S W)の配置

教育事務所に 8 名の S S W を配置し、いじめ・不登校相談員や生徒指導専門指導員の学校訪問を踏まえ、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて、学校や関係機関と連携した支援を行った。いじめ・不登校地域支援事業との連携を強め、地域における支援体制の整備を目指した。

(6) 教育相談員の配置と 24 時間いじめ電話相談の実施

総合教育センターに教育相談員を配置し、電話での教育相談および来所相談に応じた。

また、「児童生徒のいじめ電話相談」を 24 時間体制で実施した。

(7) 生徒指導研修の充実

総合教育センターにおいて、10年研・5年研の生徒指導力向上研修や生徒指導に関する希望研修講座を開設し、生徒指導の力量向上を図った。また、校長・教頭研修において生徒指導に係る研修を実施した。

(8) いじめ・不登校地域支援事業

いじめや不登校などの各学校の実態や課題を迅速に把握し、解決に向けて指導助言を行う「いじめ・不登校地域支援チーム」を教育事務所に設置し、学校・家庭・市町村教育委員会や民間支援団体を含む関係機関等と連携した児童生徒への支援の充実に努め、管内のいじめや不登校への対応に係る中核的な機能を果たした。

また、県教育委員会が年2回開催する「いじめ・不登校全県研修会」や各教育事務所が年2回開催する地区推進会議において、いじめや不登校への対策に関わる研修を行った。

16 教職員研修の充実等（教学指導課）

本県教育の現状と課題をふまえ、教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、学校教育の振興に寄与するため、総合教育センターを中心に研修の充実を図ってきた。

(1) 校内研修の改善・充実への支援

- ① 教材研究の徹底による基礎的・基本的内容の明確化
- ② 指導の見直し・子ども生徒理解に基づく日常授業の工夫・改善
- ③ 相互に授業を見合い、指導の改善を図る研修体制の確立

(2) 総合教育センター研修の改善充実

- ① 経験や職責に応じた系統的な研修の充実
- ② 多彩な外部講師による視野の拡大を図る講座の充実
- ③ 新たな教育課程や課題に対応する参加型・体験型の講座の充実

(3) 義務校長研修会、義務教頭研究協議会、小中連携による学力向上地域推進事業等の各種研修会の充実

(4) 初任者研修事業

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的に研修を実施した。また、「総合的な教師力向上のための調査研究事業（初任者研修の抜本的な改革）」事業により、外部機関と連携した授業改善や校内研修の充実を図った。

(5) 10年経験者研修事業

在職期間10年目を迎えた教員に対して、個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上を図った。

(6) キャリアアップ研修事業

40歳代の教員に対して、自己実践を振り返り、充実期の教員として専門性や人間性を高めるとともに、ミドルリーダーに求められる実践力の向上を図った。

(7) 臨時的任用教員研修事業

臨時的任用教員に対して、教職員としての姿勢・心構え・授業づくり・学級づくり等の基礎・基本を学ぶ研修を実施した。

17 信州教育の信頼回復に向けた取組

(教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教学指導課、文化財・生涯学習課、保健厚生課)
平成 25 年 7 月に策定した「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の進捗管理、行動支援等を行う「教員の資質向上・教育制度改善フォローアップ委員会」を 2 回開催し、計画に沿った施策を実施した。

II 生涯学習の振興

1 生涯学習の推進（文化財・生涯学習課）

- (1) 県生涯学習推進センターにおいて、市町村等の生涯学習に関する指導者養成のための研修を実施するとともに、情報提供・調査研究を行った。また、平成 26 年度実施の「県民協働による事業改善」の点検結果を受け、市町村や公民館等の支援、県政課題への対応などに特化した講座編成の見直しを行った。
- (2) 県立長野図書館では、県民の自主的な学習機会を支援し、県民のニーズを踏まえた図書館サービスを実施することにより、生涯学習の振興を図った。
- (3) 『子どもたちが本に親しみ、豊かな心と生きる力を育む』ことを基本理念に置き、本に対する興味関心を喚起し、自己の世界観を拓げ、本から学ぶ価値を感じ取ることを通じて人生に活かすことを目指した「第 3 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定した。

2 社会教育の振興（文化財・生涯学習課）

- (1) 「社会教育関係事業」、「現代的な地域課題の解決に向けた公民館の役割と県の関与」等について意見・助言をいただくため、「社会教育委員会議」を開催した。
- (2) P T A、青少年団体活動の振興を図るため、指導者養成事業を行った。
- (3) 男女共同参画社会の醸成、教育・学習の充実、学習活動や地域活動の推進を図るため、県男女共同参画センターとの共催で「男女共同参画フォーラム」を実施した。
- (4) 文部科学省の委託事業を活用し、公民館等が実施する地域課題に関する市町村の講座の開催を支援（対象：6 市町村）することにより、県民が地域課題を学び、自ら参加する契機となるよう、引き続き「公民館等による地域課題講座開催支援事業」を実施した。

3 学校・家庭・地域の連携協力（文化財・生涯学習課）

- (1) 信州型コミュニティスクールの推進
保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支

援する「信州型コミュニティスクール」のモデルの構築を拡大するため、2市に対する補助を実施するとともに、関係者の理解を促進するため、市町村教育委員会への訪問、学社連携意見交換会、教職員や学校支援コーディネーター等に対する研修を行った。

(2) 放課後子ども教室推進事業

平成26年に国が策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後に小学校の余裕教室等において、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室の実施を推進した。

また、新たに土曜日や夏季休業などにおいて、地域の多様な人材を活用し地域の自然や文化を学ぶ活動などを体系的・継続的に実施する教育活動を推進する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」の取組を始めた。

4 学校教育との連携（文化財・生涯学習課）

望月少年自然の家及び阿南少年自然の家において、不登校等の児童生徒を含めた異年齢の小中学生を対象に、「ふれあい自然体験キャンプ」を実施し、子どもたちの自主性、社会性など「生きる力」の育成を図った。

また、通学合宿の普及に向けて、事業に必要な知識と技能を習得するための通学合宿リーダー養成研修を県民文化部と連携しながら実施した。

III 青少年の健全育成

1 青少年の健全育成（次世代サポート課）（文化財・生涯学習課）

- (1) 県民文化部次世代サポート課に子ども・若者相談員を配置し、子ども・若者に関する相談等を行った。
- (2) 中学生による意見発表を通じて、青少年の意識の啓発と青少年健全育成についての県民意識の高揚を図るため、少年の主張長野県大会を開催した。
- (3) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動の普及促進を図るとともに、青少年によりよい環境づくりを促進するため、市町村、団体、業界、ボランティア等と連携を図りながら有害環境のチェック活動等を行った。
- (4) 「ひまわりっ子育成県民運動」の推進を図るため、強調月間を設け、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。
- (5) 青少年健全育成運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議の事業に対し、支援を行った。
- (6) メディア上の有害環境から青少年を守るため、「親子で学ぶセイフネット講座」を県下46か所、「大人が学ぶセイフネット講座」を県下34か所で実施したほか、「青少年育成指導者研修会」を開催した。
- (7) 自然体験、共同宿泊訓練を通じて青少年の豊かな人間性を育てるため、指定管理者によ

る質の高いサービスの提供と効率的な青年の家、少年自然の家の施設運営を行った。

IV 芸術文化の振興及び文化財の保護

1 芸術文化の振興（教学指導課）

- (1) 学校巡回劇場等を開催し、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供した。
- (2) 高等学校芸術文化鑑賞事業の実施、高校芸術フェスティバルへの助成等により高校生の文化活動の推進を図った。
- (3) 第42回全国高等学校総合文化祭（平成30年長野県開催）の準備委員会を発足した。

2 文化財の保護（文化財・生涯学習課）

- (1) 文化財の保護に関して総合的な推進を図るため、文化財保護審議会の開催及び調査・研究等を実施した。
- (2) 文化財を保存しその活用を図るための調査及び管理指導を行うとともに、研修会の開催等により文化財保護の推進及び普及啓発を図った。
- (3) 指定文化財等に係る管理、修理、復旧、保存及び活用のための事業補助を実施した。
- (4) 埋蔵文化財保護と開発事業の調整を図るため、開発事業者等と保護協議を実施した。
- (5) 特別天然記念物カモシカの保護対策を図るため、保護地域における生息環境を把握するための調査等を実施した。
- (6) 大規模開発等が予定される地域の遺跡詳細分布調査を実施した。
- (7) 古式銃砲及び美術刀剣類の保護活用を図るため、登録審査会及び美術刀剣類保存講習会を開催した。
- (8) 歴史学習活動の拠点となる県立歴史館において、収集・保存した歴史資料等を広く県民の利用に供することにより、文化の振興を図った。

V 学校保健・安全の充実と食育の推進並びに体育スポーツの振興

1 保健教育及び安全教育の充実（保健厚生課）

保健教育及び安全教育の充実を図るため、関係職員の研修会、各種研究協議会等を開催するとともに、健康推進学校等の表彰を行い、意識の高揚を図った。

また、学校における指導の一層の充実を図るため「がん教育の手引き」「外部講師を活用した性に関する指導の実践事例集」「学校における食物アレルギー対応の手引き」を作成した。

2 児童・生徒の健康管理の充実（保健厚生課）

児童・生徒の疾病異常の早期発見・早期治療と予防について指導するとともに、県立学校の児童・生徒に対し健康診断を実施し、健康管理の充実を図った。

3 教職員の健康管理の充実（保健厚生課）

- (1) 教職員の定期健康診断を実施したほか、教育委員会職員安全衛生委員会を開催し、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図った。また、労働安全衛生研修会を開催し、所属所安全衛生委員会の活性化等、安全衛生管理体制の充実を図った。
- (2) 管理監督者及び年代別のメンタルヘルス研修会を開催するとともに、精神神経系疾患休職者等の職務能力の回復と円滑な職場復帰を図るため、職場復帰訓練を実施した。
さらに、学校現場におけるメンタルヘルスの取組を支援するため、管理監督者メンタルヘルス相談事業を実施した。

4 食育の推進（保健厚生課）

- (1) 学校における食に関する指導を一層推進するため、栄養教諭を小学校 52 校、中学校 38 校、特別支援学校 3 校に配置するとともに、学校における食育の重要性や具体的な指導方法に対する教職員等の理解を更に深めるための研修会を開催した。
- (2) 「朝ごはんを食べよう、いっしょに食べよう」食育キャンペーンとして家庭や地域への働きかけを行うとともに、本県で開催された第 9 回食育推進全国大会へ参画した。

5 学校給食の安全・安心の確保（保健厚生課）

第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質について、学校給食に対する保護者等の不安を解消するため、市町村等と連携して必要な検査を実施し、速やかに検査結果を公表することにより、安全の再確認と学校給食に対する理解や安心を図った。

6 学校体育・スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 小・中・特別支援学校及び高校の体育・保健体育担当教員の学習指導、運動部活動等における指導方法改善のための講習会及び研修会を開催したほか、授業における実技指導協力者及び運動部活動指導者の派遣事業を実施した。また、運動部活動調査を実施するとともに、各校のスポーツ活動運営委員会に運営や指導についての助言・支援を行った。
- (2) 児童生徒の体力向上を図るため、各種研究協議会、体力・運動能力実態調査を実施するとともに、「運動遊び」ゼミナールや「体づくり運動」実技講習会の開催により長野県版運動プログラムの普及を図ったほか、幼児期を対象とした運動プログラムを新たに開発した。また、運動習慣づくり、運動実施時間確保への一助となるようウェブサイト上での競技会（「ながのスポーツスタジアム」）等を行った。

7 生涯スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 各教育事務所、広域スポーツセンター及び（公財）長野県体育協会と連携して、総合型地域スポーツクラブの育成・活動・定着支援を図った。

- (2) スポーツ・レクリエーションの普及推進及びスポーツに親しむきっかけづくりを目的として、信州チャレンジスポーツDAY2014を開催した。
- (3) 体育・スポーツ指導者等の養成と資質向上を図るため、体育センター及び教育事務所に於いて講習会等を開催したほか、スポーツ指導者養成のための助成を行った。
- (4) 県民の体力向上とスポーツの振興を図り、明るい県民生活を築くため、運動施設等の整備事業を促進した。
- (5) 平成27年1月14日、(公財)日本体育協会及び文部科学省へ第72回国民体育大会冬季大会の開催受諾書を提出し、同日付けで開催決定書を受領した。これにより、平成28年度に本県で第72回国民体育大会冬季大会を開催することが決定した。

8 競技スポーツの振興（スポーツ課）

- (1) 本県競技者の育成強化を図るため、関係団体が行う強化事業に対して助成し、競技力の向上を図った。
また、ジュニア選手の競技力向上を図るため、ジュニア競技力向上事業（重点強化校等特別強化）を実施した。
- (2) 長野オリンピックの遺産である人的・物的・環境資源を最大限に活用し、体力・運動能力が特に優れた子どもたちを早期に見出し、競技団体や関係団体と連携を図りながら、世界で活躍する競技者に育成するため、SWANプロジェクトの6期生を選考し、育成を行った。

VI 人権教育の推進

1 学校人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」、「長野県人権政策推進基本方針」、「人権教育推進プラン」及び「人権教育指導資料集」の周知を図った。
- (2) 地域の人権課題を中心に据えた取組をまとめた人権教育リーフレット「いまここから自分から3」を作成した。
- (3) 学校における人権教育の推進を図るため、各学校の教職員対象に学校人権教育研修会を開催した。
- (4) 小・中・高の一貫した人権教育の推進を図るため、県内の各ブロック毎に、学校人権教育連絡協議会を開催した。（春期・秋期）
なお、効果的な研修の取組として、平成22年度より、学校人権教育研修会と春期の学校人権教育連絡協議会の内容を1日の日程に集約し、各教育事務所単位に実施している。
- (5) 同和教育の取組の中で積み上げられてきた成果を引継ぐとともに、新たな指導方法を効果的に学ぶための研修の場として、学校人権教育ファシリテーター研修会を開催した。
- (6) 学校の人権教育を推進するため、小・中・高校生からポスター・作文を募集し優秀作品

を表彰した。

2 社会人権教育（教学指導課心の支援室）

- (1) 人権教育の推進上の課題及び実践的な取組について研究協議するために、社会人権教育研究協議会を開催した。
- (2) 地域ぐるみの人権教育を推進するため、人権教育の具体的な推進方法の究明、地域住民とともに活動する指導者（地域リーダー）の資質の向上と、指導力の強化を目的として、市町村教育委員会関係者、学校関係者、社会教育団体関係者、企業内人権教育関係者等を対象に長野県人権教育リーダー研修会・全体研修会を2会場で実施した。
- (3) 人権教育の情報交換や人材情報等の有効な情報を共有できるネットワーク（基盤）を構築するための検討会議を実施した。
- (4) あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、差別意識の払拭を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくために、市町村が行う人権教育に関する学習活動に対し人権教育促進事業補助金として助成した。
- (5) 企業や NPO 法人等の各種団体・組織・地域コミュニティーにおける社会人権教育の一層の推進を図るため、「人権つうしん」を年2回作成した。
- (6) 人権問題に取り組む個人や団体と県民や行政が相互に連携しながら地域ぐるみの人権教育を推進するため、「長野県地域人権ネット」を県ホームページに掲載した。

VII 困難を抱える子ども・若者への支援

1 困難を抱える子ども・若者への支援（次世代サポート課）

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、モデル的に「長野県東信子ども・若者サポートネット（長野県東信子ども・若者支援地域協議会）の運営を行った。
- (2) ニート、ひきこもり等の子ども・若者に対し、「アウトリーチ（訪問相談）」、「出口戦略を持った居場所の提供」、「宿泊を伴う研修」といった3種類の支援メニューを実施する支援団体に助成するとともに、支援団体等の職員を対象とした人材養成講習会を開催した。